

土倉庄三郎の富国殖林思想

——明治期の吉野林業をめぐる——

並 松 信 久

目 次

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 はじめに | 2 吉野林業の特徴 |
| 3 流通路の開発と造林法の改良 | 4 都市林業の試み |
| 5 実業家としての活動 | 6 林学への貢献 |
| 7 林業政策に対する批判 | 8 結びにかえて |

要 旨

土倉庄三郎（1840-1917、以下は土倉）は明治期に活躍した林業家である。土倉は多くの貢献をしている。先行研究によれば、それは主に3点である。(1) 吉野林業に対する貢献、(2) 地元をはじめとして広く社会や地域に対する貢献、(3) 林学や林業政策に対する貢献であった。しかしこれらの貢献が、どのような思想に基づいていたのかは、未だ明らかではない。本稿は土倉の事績を追って、その思想の形成過程を明らかにした。

土倉は吉野林業経営の実践から、環境保全と産業開発を両立する思想を形成した。土倉の思想は、土地などの自然環境利用の「持続性」、商品経済に対応できる「効率性」、長期にわたる「計画性」、地域振興を目的とした「財源の確保」などに特徴があった。

土倉は吉野林業の「植林」を「殖林」と言い換え、「富国殖林」は林業を奨励することによって家を富ませ、村民の幸福を招き、国力を充実させ、平和をもたらすことであるとした。土倉の場合、富国の対象となるのは国家ではなく、地元であり地域であった。さらに土倉は富国殖林思想をもつ人材育成の重要性を訴えた。この人材は、状況に応じて柔軟に対応し、創造できる人材のことであり、マニュアル化や標準化によって育成できるものではないと訴えた。

キーワード：土倉庄三郎、吉野林業、都市林業、林学、林業政策

1. はじめに

土倉庄三郎（1840-1917、以下は土倉）は明治期に活躍した林業家である。土倉は奈良・吉野の川上郷（川上村）大滝を本拠にして、吉野林業の技術向上や普及に大きな貢献をした。さらにその技術や経験を、他地域に積極的に提供し、全国の林業に大きな影響を与えている。土倉の生家は代々続いた（家伝では土倉は13代目である）林業家であったが、庄三郎の代の最盛期には、奈良県内に約9,000ヘクタール以上の価値の高い山林を有していた。その資産は財閥家に肩を並べるほど大きなものであったといわれる。その資産によって自由民権運動、言論界、教育活動などに対して大きな支援を行なっている。これらの活動はその規模において明治

期日本の林業をはじめとするさまざまな分野に大きな影響を与えた¹⁾。

土倉は林業ばかりでなく、その流通経路の確立にも力を入れ、木材搬出における木馬^{きんま}の普及、巨額の私財を投資しての吉野川（和歌山県では紀ノ川となる）の水路や街道の整備などを行っている。これらの土倉の活動は、従来語られている多くの篤志家や名望家のそれとは、やや異なるものであった。すなわち地元の地域貢献のみではなく、その貢献は他地域にも広く及んでいること、しかもその活動は「林学」（農学の一分野であり、木に関する基礎的な理論や、林業に関する技術・経営・経済などを研究する学問）という学問分野の形成や、林業政策に対する批判など国家政策にも及ぶものであった。

ところで土倉に関する主な研究には、年代順にあげると、土倉祥子『評伝土倉庄三郎』、朝日テレビニュース社出版局、1966年；小川誠「或る明治林業人の思想と行動—吉野における土倉庄三郎の生涯」（『林業経済』、第19巻12号、1966年、1～9ページ）；藤田佳久「土倉庄三郎と吉野林業」（上田正昭編著『吉野 悠久の風景』、講談社、1990年、付章）；谷彌兵衛「土倉家山林関係文書の実証的研究」（谷彌兵衛『近世吉野林業史』、思文閣出版、2008年、336～400ページ）；田中淳夫『森と近代日本を動かした男—山林王・土倉庄三郎の生涯』、洋泉社、2012年、などがある。吉野林業に関する研究はぼう大なものがあるが、土倉に言及した研究となると、上記の研究成果に限られる。この研究成果は土倉のさまざまな貢献という点を中心に明らかにしているが、それは主に三つに関する貢献にまとめることができる。すなわち（1）吉野林業に対する貢献、（2）地元をはじめとして広く社会や地域に対する貢献、（3）林学や林業政策に対する貢献、に分けられる。土倉がこれらに関して多大な貢献をしたことは明らかである。しかしながら、土倉が果たした多方面での貢献ないし役割は確かであるものの、それらが、どのような思想に基づいていたのかは、未だ明らかでない。多方面での活躍の根拠となる土倉の思想を明確にしなければ、土倉の貢献は脈絡のない場当たりのものと評価されてしまう。

もし土倉の事績が現代社会においても有効性をもちえるものとするれば、その根幹をなす思想を明らかにすることは重要である。多方面にわたる貢献によって形成された思想があつて初めて意味のあるものとなるからである。土倉の活動が、多くの篤志家や名望家のそれと異なっていたとすれば、なおさらその思想は明らかにしなければならない。本稿は土倉の多方面にわたる事績をたどり、その根幹である土倉の思想を明らかにしていく。事績はほぼ年代順に、吉野林業の改良、流通路の開発、都市林業の実施、地域貢献および社会活動、林学形成への寄与、林業政策への批判をたどっていく。

土倉の思想は机上から導き出されたものではない。なにがしかの他の思想に基づいて実践活動に取り組んだということもない。土倉の場合、林業経営をはじめとする活動のなかから、独自の思想が形成されたと考えられる。本稿では土倉の思想を明らかにするにあたって、土倉がよく使っていた「殖林」という用語に注目したい。土倉は「植林」よりも「殖林」という用語を好んで使っている。この殖林は林業という限られた分野で使っているのではなく、吉野林業

を通して学んだことを、広く社会に適用するという意味が込められているようである。とくに「富国殖林」という用語が使われているので、その意識は強いと思われる。

なお本稿の引用文中には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実であることを重視して、あえて訂正を加えていない。また引用文中には読みやすくするために、句読点を一部加えた箇所がある。また各人物の生没年については、わかる範囲で記している。

2. 吉野林業の特徴

土倉の事績を考察する前に、吉野林業の展開について概観する。一般的に「植林」は治山治水、砂防、水源造成などが目的となるが、そのなかでも用材確保が主要なものとなっている場合が多い。全国的に用材確保が目的の、つまり林業としての植林について、最も古い記録が残っているのは、奈良県川上村である²⁾。明治期に刊行された『吉野林業全書』（森庄一郎著、1898年、著者の森庄一郎は、土倉家の書記のような仕事をしていたので、土倉の意見が反映されている部分も多い）には、文亀年間（1501～3年）に植林が始まり、約100年かけて吉野各地に広がったと記されている³⁾。その原資料については不明であるが、その後の展開から考えて、吉野全域でかなり早くから植林が行なわれていたことは、十分に推測できる。

中世期の吉野は修験道の中心地として発達し、吉野山に寺院造営するために、木材の調達が始まった。さらに畿内の木材需要に応じて木を伐り出すようになった。しかしこれらは天然林の伐採に依存していたために、16世紀になって木材資源が枯渇したようである。これが「植林」を始めるきっかけとなる。当時の吉野川流域の林野は、山腹緩斜面に集落が立地し、それを取り囲むように焼畑が分布し、その外側に伐採対象となった天然林が広がっていた。林野は各集落単位の強い領域観によって維持管理され、総有地的な入会林野の機能も果たしていたと考えられる。そのような中で農耕も行なわれたが、それは主に焼畑農耕であった。焼畑農耕の移動耕作においては、土地所有の観念が薄かったといわれている⁴⁾。

植林は焼畑跡地から始まった⁵⁾。天然林での採取林業では、その伐採地には伐採対象とはならない雑木も多くあり、その中への植栽は困難であったからである。焼畑から植林に至る過程は、まず森を伐り拓くことから始まる。その際に伐った木を、木材や薪として利用する。次に火を入れ、一旦焼いてから農作物の種子を播く。農作物が育つには通常3～4年かかる。その後は雑草が繁茂して、農作物の収穫が困難になる。そこで苗木を植えて放置すると、自然に森に還る。再び20～30年後に焼畑をするために木を伐り、これが木材の収穫となる。このように20～30年のサイクルをもった土地のローテーションによって、木材や農産物の収穫をする。農業と林業が混在し、食料生産と木材生産とが連続して行なわれていた。この点で土地利用において「持続性」を保ちえていた⁶⁾。

しかし17世紀に入ると木材需要が膨らみ、食料（生産）よりも木材のほうが「商品」とし

での価値を高め、取引対象となっていく。植林地が次第に拡大していくのにもない、焼畑適地を圧迫し、ますます林業への指向性を強めていった。この時期に吉野林業が確立され、その特徴が現れる⁷⁾。植林は地元の零細な百姓（家族労働力に依拠する）によって行なわれたので、「小区画」施業であったが、村の共有地などにも植林が進み、村を挙げて育成林業に取り組むようになった。やがて焼畑を行なうことなく、直接、苗木を植えることも始まる。このために植栽本数が増えていき、同じ面積に、出来るだけ多く植える「密植」が広範にみられるようになる。密植が進むと、木と木の隙間がなくなるので雑草が生えないという効果がある一方で、苗木の生長が止まったり枯れたりする。さらに密植によって光が不足するので、年輪が密になるものの、共倒れになる可能性もある。そこで生育過程で抜き伐り（間伐）をする。この間伐によって本数を減らす。その一方で、木材の価値を高めるために、通常の主伐林齢（スギの場合は約40年）のおおむね2倍に相当する林齢を超えた段階で主伐が行なわれた。これは「長伐期」とよばれる施業方法である。密植後に長伐期となれば、必然的に間伐の回数が多くなる「多間伐」とならざるをえない。こうして小区画・密植・長伐期・多間伐による大径木生産が、近世吉野林業の特徴になった。

しかしながら吉野林業は、商品価値の高い大径木生産に特化したというわけではなかった。間伐材も商品化された。間伐材はその太さに合わせて利用法が異なっていた。7年程度で間伐された木は、銭丸太とよばれ、棹や垂木^{たるき}などに利用された。銭丸太より少し太い木は、稲穂を干す架台用となり、さらに太くなると建設現場の足場丸太になった。間伐材がこのように利用される一方で、最終的に太くなった木は、80年以上を経過すると、建築用材や燃材としてよりも、主に板状の「樽丸」（樽や桶の部材）として利用されるようになった。樽丸は18世紀中頃に酒樽用として大きな需要があり、吉野の林業家は建築用材や燃材の生産よりも、樽丸の生産に集中していくことになる⁸⁾。とくに樽丸の需要は、京都の伏見や兵庫の灘の酒造りに使用されるようになったことが大きい⁹⁾。その他にも樽丸や建築用材の加工過程で出る端材も商品化された。これは主に割り箸や木工品などの材料となった。このように伐り出した木材は、ほとんど無駄なく利用された。この点で吉野はさまざまな太さの木材を出荷する多用途の木材生産地であったといえる。

木材の輸送は、川を利用して管流し（丸太の一本流し）するか、あるいは筏^{いかだ}を組んで流すという方法がとられていた。筏のほうが効率的に運べるので、筏の利用を促進するために、川が改修される。吉野川（紀州藩領に入ると紀ノ川となる）を下り、和歌山から海を通じて大坂へ、さらに淀川を遡って京都へと木材が搬送された。この流通をめぐる、伐出から販売まで手がける木材商人が生まれる。この商人によって川下の太坂や京都の情報を届けられ、需要に応じた木材の出荷が行なわれていた。

需要地の情報とともに、木材生産に対して外部資金が入り込む。育林過程で外部から必要な資金が支給（貸付）されて、木材の売買時にそれが返還されるという方法がとられる。そして

外部資金の流入によって、新たな生産形態が生み出される。土地を租借して植林を行ない、成林後に木材を収穫して、収益を地主と分配するという「分取造林方式」が生まれた。この方式に基づいて、18世紀中期頃に吉野では「山守制」とよばれる独特の請負制度が広がる。土地を借りて販売用の木材を育成する商人が、熟練した地元の人を「山守」として雇い、販売収入の約5パーセントを賃金報酬として支払うというものであった。吉野の山守は、この報酬で植林地を管理するとともに、植え付け、下刈り、枝打ち、間伐に必要な人を雇い入れ、それを監督する役割を担った¹⁰⁾。さらに山守は自らも植林事業を行ない、その間伐材や副産物を販売することによって収入を得ていた。商人の借地期間が過ぎて皆伐した際には、その販売代金を地主と折半して、これが借地料にあてられた¹¹⁾。さらに育林過程自体も取引対象とされた。たとえば裸地を購入（あるいは借地）して植林した後に転売する、あるいは20年間ほど育ててから山林を売却するなどであった。

18世紀初頭には吉野に「年季山」という制度が生まれている¹²⁾。この制度が生まれた背景は、大径木生産は育林過程が長期間（前述のように80年間以上）にわたるために、その間の収入が乏しくなり、経済的に困窮した村の土地保有者が、造林地を売却しようとしたことに始まる。これに対して村落の共同体規制が強く作用し、土地の売却ではなく、立木だけを売却するという方法がとられた¹³⁾。村の土地保有者は、「山割り」（入会地や御林のような山林を村の各戸で分割する慣行）によって割り当てられた各「割山」に植林し、その若木の林を地元や他地域の木材商人に売った。この林木を販売して代金を受け取った後も、土地保有者は林木の保育を続行し、その代償として下生えなどを採取する利用権を得た。そして林木が伐採された時点で、買い手である商人は、割山の管理者である村に少額の付加的な料金を支払った。土地の利用は、再び当初の保有者に返還され、その保有者は望むなら、新たに苗木を植え付けて、借地のサイクルが繰り返される。これらは木材の商品としての価値を前提にして、土地（とくに入会地）の管理は基本的に村が担い、立木（育林過程）の販売は地元の保有者が行なうことによって、商品経済の進行に対して、地元住民の経済的な安定性をもたらした方法といえる。

日本の森林史研究のコンラッド・タットマン（Conrad Totman）は、著書『日本人はどのように森をつくってきたのか』（築地書館、1998年）において、古代・中世と破壊されてきた日本の森林は、18世紀以降に甦り、森林の再生に成功したととらえている¹⁴⁾。その理由は、自然愛とは関係のない実務的な要因であったとしている。すなわち湿潤温暖な気候によって森林が再生しやすかったこと、車両や大鋸の使用が禁止ないし制限されていたこと、森林に対する思想や制度的な要因があったことなどをあげている。たしかに天然林がほとんど消滅し、人工林で形成されているヨーロッパに比べると、日本では天然林が残存し、一部で禁伐や植林などが行なわれていた。

しかし日本人が積極的に森林を守ってきたとはいえない。19世紀の日本は、とくに幕末期から明治期にかけて、森林が最も荒れた時期であったといえるからである。経済史研究の斎藤修

によれば、その要因は主に三つある¹⁵⁾。(1) 幕末維新期の混乱や廃藩置県にともなう管理体制の全体的な弛緩である。(2) 「コモンズの悲劇」である。開港以降における経済変化と市場条件の変貌を背景として、村民の権利行使によって共有林の過伐採が促進される事態を招いた。(3) 明治政府の官有林有区分政策である。官有林経営が政策路線となることによって、政府は地元がもっていた入会権を否定し、違反者には厳罰主義をもって臨んだことである。これらの要因によって、山野は決して「豊かな自然」に覆われた状況とはいえなかった。草や灌木しかない、あるいはそれさえ剥がれた禿山が多くなった¹⁶⁾。表土が削られた禿山では、雨が降ると土砂崩れが発生しやすいという状況をもたらした。19世紀日本の森林がたどった道から、近代林業ないし林学は、林業振興と同時に「砂防」と「緑化」という大きな課題を負うことになった。

3. 流通路の開発と造林法の改良

近代における吉野の造林法の確立に貢献し、産出された木材の市場への流通路の開発において、大きな足跡を残したのが土倉である。土倉は16歳で家を継いで当主となり、吉野郷材木方さいもくかた(材木を運ぶ際に、伐採した木材の数量を確認し、受渡しや運搬などの監督をする)の大総代となっている¹⁷⁾。土倉が最初に手がけた事業は、産出した木材の市場への搬出方法の改善であった。従来、紀州藩は岩手いわてに役所を設置して、筏に対して見取十分の一という現物評価1割の課税を徴収していた。土倉らは1868(明治元)年に紀州藩による吉野川(紀ノ川)流下木材の口銭徴収反対運動を起し、民部省に請願している。これに対して1871(明治4)年に太政官から岩手口銀全廃の通達があり、課税は廃止に至った。

土倉はこの廃止を受けて、ひとつの提案をしている。従前の課税の半額にあたる分を、和歌山あるいは大阪で徴収し、それを「開産金」として地域振興に役立ててはどうかという提案であった。この提案は受け入れられ、1876(明治9)年の記録によれば、「一、金額の三分の一は小学校費、一、金額の三分の一は道路修理費、一、金額の三分の一は窮民救助費」¹⁸⁾に使用するとして、郡中各郷村の総代に給付されている。地租改正時には木材売上高の5パーセントの開産金が徴収されたが、1892(明治25)年の町村制の発足とともに、開産金は木材輸出特別税に変更されている。これは結局、1894(明治27)年に全廃となっているが、川上村のみは土倉らが働きかけて「川上村特別税」として残されることになる。この税金は川上村財政の安定化に寄与するとともに、地域振興に役立てられた。

さらに土倉は1872(明治5)年に水陸海路御用掛を拝名して、吉野川の水路改修に尽力した。吉野川は天竜川や木曾川に比べて、川幅が狭く、とくに川上村内は狭かった。これは筏流しの障害となっていたので、その効率をあげるための水路整備であった。土倉は資金のほぼ全額を負担して、1873(明治6)年に川上郷水陸海路会所を設立し、川上村北和田から宮滝までの約32キロメートルについて、約2ヶ年をかけて開削を実施した。

土倉は水路だけではなく、陸路の開設についても尽力している。土倉は1873（明治6）年に吉野郡内樋口から五社峠を越えて、川上村をぬけ伯母ヶ峯から北山村に通ずる東熊野街道（現・国道169号線）の開設を計画する。それは1879（明治12）年に着工し、1887（明治20）年に完成する。土倉は東熊野街道だけでなく、吉野川沿いの道路改修や川上村内の道路建設にも尽力している。もっとも、これらの陸路建設にあたって、水路と同じように土倉が資金を全額負担していたわけではなかった。沿道の山林地主に対して、山林評価額の二十分の一の金額を道路建設のために出すように説得し、もちろん自らも私財を投じている。これは「青山二十分の一の法」¹⁹⁾とよばれている。

東熊野街道の場合は、計画から完成に至るまでに長い時間がかかっているように、その開設まで順調に進んだわけではなかった²⁰⁾。出資者にあたる山林所有者が、地元の地主ではなかったからである。多くは近隣の上市の商人や平坦部に居住している大地主であった。たとえば川上村では、明治期になって多くの所有者は、生活難のために山林を手離していた。山林所有者は林業に関係していなかったために、道路開設には同意しなかった。このために工事開始後2年目に、開設工事を中止せざるをえなかった。そこで1881（明治14）年に、大阪府知事（当時の奈良は大阪府の管轄であった）の建野郷三（1842-1908、1880年に大阪府知事に就任し、約9年間の在任である、以下は建野）が土倉の意を受けて、村外在住の山林所有者の説得にあたり、工事出資金は後で払い戻すという条件で出資させることに成功した²¹⁾。結果的に道路の開通後は、無価値に等しいといわれた山林地が、徐々にその価値を高めていくことになる。

明治年間の吉野川流下筏は、毎年ほぼ5～7万床（140～200万本）あったといわれている。これは日清・日露戦争以降にピークをむかえ、そのうち70パーセントは川上材であったとされる²²⁾。その主な素材は丸太、角材、樽丸であり、そのほか板材、樽材、銭丸太、床柱など多様な構成であった。この多様性は、前述のように間伐材も利用するという生産体系に基づいたものであった。土倉は吉野林業の特徴を活かした山林の造成法を研究して、苗木の密植と育成によって、多くの優れた木材を生産できるように工夫し、それは一般的に「土倉式造林法」とよばれるようになる。1882（明治15）年に農商務大輔の品川弥二郎（1843-1900、以下は品川）が川上村を訪れているが、土倉から造林法を聞いて感嘆している。この造林技術は土倉が自ら指導や講演を行ない、各地で造林を実践することによって、地元の吉野だけではなく、全国各地に広がっていった²³⁾。たとえば、静岡県天竜川流域・群馬県伊香保・兵庫県但馬・滋賀県塩津・台湾などに広がり、その成果をあげた。土倉は借地林業や村外地主による経営、これにとまなう山守制度などの吉野林業の特徴を、全国的に普及していくことに大いに貢献した。

土倉自身の経営については、1887（明治20）年頃に吉野郡内の川上村、小川村、西郷村、国栖村、十市郡内の多武峯などにおいて、約9,000ヘクタールの山林を経営していた。1888（明治21）年には、群馬県伊香保において自ら造林するために願書を提出している。その願書において土倉は、

公益ノ為ニ之ヲ惜ミ且取ラザル所ナリ。是レ遠隔ノ地ヲ顧ミズ、再ビ来リテ荆棘ノ間ヲ跋涉シ、自ラ率先シテ若干ノ資金ヲ投ジテ、古来我ガ吉野郡ニ於テ実験セル山林培養法ヲ応用シ、新ニ杉桧ノ一大植林地ヲ設ケ、御管下ハ勿論、汎ク関東全般ニ対シ之ヲ模範タラシメ、以テ衆人ノ感動ヲ提起シ、以テ養林事業ヲ奨励シ、進デ国産ノ増加富強ノ基礎ヲ後年ニ求メント慾スル所以ナリ。因テ前記ノ場所ヲ撰択シテ、其ノ位置ヲ定メ、之ヲ入会各村ノ人民ト協議セシニ、一同賛成シ何等ノ故障モ無之、格別ノ御詮議ヲ以テ右地所ヲ拝借ノ儀御特許被下度ク此段奉願上候²⁴⁾。

と記している。元々は伊香保で約1,000ヘクタールの造林を計画していたが、地元の村が、飼料や堆肥用の雑木や下草などを採取する入会権を失ってしまうと危惧して反対した。この事態は井上馨（1835-1915、以下は井上）農商務大臣の裁量によって、土倉が官林約200ヘクタールを租借することで落ち着いた。また土倉は滋賀県西浅井村沓掛（現・長浜市）においても、1899（明治32）年から約200ヘクタールの造林を行なっている。さらに兵庫県但馬の新井（現・朝来市）においても1907（明治40）年から約1,100ヘクタールの造林を行なっている。このように関西を中心に林業経営の拡大を図っている。

これら各地で土倉が行なった造林は、すべて「分収造林方式」がとられた。つまり吉野林業で伝統的に培われた方式をもち込んで、借地に造林して、収益は地主と折半するという方法がとられた。土倉によれば、林業は必ずしも自分の所有地で行なうものではない。そのために立木だけを登記する制度（立木法）が適用された。土倉の造林法によって広められた林業形態は、自分の所有地ではないという意味で「借地林業」という用語となって定着していく。この用語は明治30年代以降に使われ出すが、それまでの吉野林業における立木登記の慣習が、1899（明治32）年の不動産登記法の施行によって認められなくなったので、それに対して地上権を強調するために、新たに使われるようになった用語である。地上権者の立木登記権は1909（明治42）年に法律第22号として発布され、翌年から勅令第221号として実施された。もっともその実態は、年季を条件づけた立木登記システムというべきものであり、あるいは地上権の設定による年季山システムといえるものであった²⁵⁾。

しかし借地林業という用語が吉野林業の代名詞のようになって、全国的に広まったこととは裏腹に、外部の地上権者の多くは、土地付きの山林購入を指向するようになる。その一方で、吉野の地元では新たな教育制度の下で、学校建設などの費用を捻出するために部落有林野を村外者へ売却せざるをえないという状況が生じていた。さらに土倉家が長男の事業失敗によって没落することによって、村外者に林野の所有が移るという動向に拍車がかかる。こうして明治後期から吉野林業地域では伝統的な年季山システムは衰退していくことになり、「借地林業」は減少の一途をたどった。

ところで1880年代半ば（明治10年代後半）から土倉は、林業では短期的に現金収入を得る

ことは難しいと考え、村内で林業以外の副業として養蚕を奨励した。1884（明治17）年から毎年、桑苗10万本を各戸に10年間にわたって配布している。しかしこの養蚕は容易に定着しなかった。この経緯を土倉は建野知事に語っている。引用箇所がいささか長いが、新しい産業を定着させるまでの貴重な経験を語っているので、そのまま引用する。

私（土倉）は七年前、川上村に養蚕を興さうと思って、先づ信州から、川上郷に行渡るだけ桑苗を取りよせ、それをば一軒残らず人足に無代で配らせた。そして一々「これは桑苗で、これが伸びると蚕を養ふことが出来るから空地に植ゑてもらひたい」と伝へさせたのでした。然し数ヶ月の後どうなったかと、私が村中を見廻ったところ、どこへ行っても桑苗を植ゑた人はなく、大方は枯らして柴にして焚いてしまつてをりました。そこで私は、ああこれは注意が足りなかつたと思つて、翌年は前より沢山の苗を取りよせた上、今度は人足を余計に雇ひ「何処の家に行つても、ただ置いて来てはいかん、どこへ植ゑるか聞いた上で、お前達が自分で植ゑてから歸つて来い」と云ひつけました。さすがにこれで引抜かれる事はなく根が付きました。そこで今度は蚕の種紙を買入れて、それを家々に分配し、「これは時が来ると孵つて虫になる。さうなつたら桑の葉を摘んで虫に食べさせて大きく育てるのだ。するとそれが繭を作る」と教へてやりました。

ところが虫になつたら、厭がつて急いで捨ててしまつた者もあるし、始めから火鉢の引出しに入れた為にならなかつたのもある。と云ふやうな有様で、是又失敗でした。今度は自分の手元で孵化させ虫にした上で「これに少しづつ桑をやり、だんだん大きくするのだ」と教へて配つて歩いた。すると今度は「土倉さんがああして下さるのだから、唯棄てるのもどうか」と考へてか、私への気兼ねで面倒くさがりながら、桑をやるやうになつた。そのうち虫が大きくなり繭を作るやうになつた。その繭が出来たところで私は大いに張込んで、繭をば相当の値段で買取つてやりました。すると「ままとみみたいなことをして、こんな金になつたから、もう少し余計やってみやう」と考へる者がボツボツ現れました。サア斯うして慾が出ると占めたものだと喜んでみると、案の定翌年になると、今度は村の者からノコノコやつて来て「今年はもっと桑の苗を沢山下さい」といふやうな者もあれば、「去年は下手なことをしましたが、今年はシツカリやりますから桑苗をわけしてほしい」と云ふ者も出て来ました。どうやら七年目でやつと、山林労務の傍ら、皆が養蚕といふものをやるやうになり、今年は川上郷だけで五千石程の繭がとれるやうになりました²⁶⁾。

土倉は新しい事業を始めるのは困難がともなうとした上で、山村の林業だけでは短期的に現金収入に結び付かないので、それを補う副業の必要性を説いて、「複合経営」を村内に根付かせようとしたのである。

4. 都市林業の試み

土倉は自らの林業経営および地元の経済振興にとどまることなく、明治期に設立された奈良公園内での「都市林業」を推進している²⁷⁾。この都市林業はわが国では先駆的なものであった。一般的に日本における森林の役割は、山村部の林業などの「生産の場」、都市部にある公園が市民の「憩いの場」というように分けられている。両方の役割を担う「都市林」（都市で行なう林業）はヨーロッパには存在するが、日本ではほとんどみられない²⁸⁾。日本ではほぼ存在しないに等しいが、あえて都市林に近いものをあげるとすれば、奈良公園である。奈良市の特徴は市街地に隣接して、広大な緑地が広がっていることにある。その多くは神社や寺院の敷地であるが、そのなかでも春日山原始林は春日大社の鎮守の森として、世界文化遺産に指定されている。都市のほぼ真ん中に世界遺産の森林があるのは、世界でも稀有な例である。そして森林は奈良公園に含まれるものである（闊歩するシカはすべて野生であり、飼育されているわけではない）。

奈良公園の開設は1877（明治10）年において有志14名による願書に始まる。廃仏毀釈運動で荒廃していた興福寺周辺を10年間無償で借り受け、景観を整備して、観光客を増やすという計画であった。これに対して認可は出たものの、堺県（当時、奈良県は堺県と合併していた）の予算は付いていない²⁹⁾。有志14名は「興立舎」という組織をつくり、公園維持のために寄付金を集める一方で、市内に案内所を設けて、名所旧跡案内人を置いて案内料を徴収する。堺県のほうは、公園地への地目の変更を内務省に上申し、1880（明治13）年に奈良公園の開設が認可されることになる。公園の運営は興立舎に委ねられた。1887（明治20）年に奈良県が大阪府から分立して再配置された後、翌88（明治21）年に春日山の大部分や大谷山・若草山などの官林と社寺境内などが公園地に編入された。この結果、公園地は30倍以上の規模となった。これが現在に続く奈良公園であり、総面積は約500ヘクタールに達する。東西約4キロメートル、南北約2キロメートルある。明治維新直後は35頭まで減少した野生のシカは順調に回復が進み、現在、約1,100頭が生息している。この野生のシカを保護することも、奈良公園の運営には欠かせないものとなる³⁰⁾。

当時は公園の運営資金として、寄付金のほかに木材収入を見込んでいた。1890（明治23）年の予算では、収入2,120円11銭6厘のうち木材売却代は1,848円45銭であり、総額の87パーセントを占めるというものであった。木材は公園内の春日山、花山、^{はやま}芳山の山林から伐り出す計画であった。これに対して「景観破壊」につながると反対が出る。県は「自然」状態に手を加えることによって木材収入を得ることに積極的であった。それに対して「自然」状態に手を加えないことを望む反対論があった³¹⁾。しかし当時の山は、すでに野放図な伐採と焼畑などで荒廃してしまい、春日山原始林も手つかずの森というわけではなかった。

1894（明治27）年に県庁舎などの新築の資材とするために、奈良公園内の花山の木々が伐

採される。建築費総額 23,102 円のうち木材費 7,166 円 14 銭が、公園側の収入となった。これを資金にして伐採跡地に植林されることになる。この際「奈良公園改良諮詢会規則」が制定され、改良計画が立案された。15 名の改良委員で構成される委員会が設置されて、土倉もその委員のひとりになっている。公園内の伐採跡地にスギとヒノキ 30 万本、花樹 1,500 本を植える計画が立てられ、1897（明治 30）年からスギとヒノキが植林され、公園内で育成林業が始められた³²⁾。

1900（明治 33）年に再び伐採計画が国に対して上申される。その際、土倉をはじめとする吉野の林業家が実地調査を行ない、「奈良公園森木改良意見」³³⁾を作成している。この意見書によれば、多くの問題点があるとされた。たとえば、美観と称賛された場所に事実上の乱伐がみられる。光線が直接林床に差し込んで林相を害し、植採した苗木でシカやウサギなどによる食害が目立ち、数百年の老樹が損傷を受けている。公園内で野放図な伐採も行なわれているなどの問題であった。このような問題に対して、植栽本数や枝打ち・除伐などの育林の方法など、細かな技術指導を含む方針を提言し、景観にも配慮した吉野式の人工林をつくるべきであると記された。土倉は、

奈良公園に植林するということは、その成長後に年々の収益をあげ、これが公園の経営費になっていることが、世間一般に知れわたったならば、何十何百の講演よりも、世間の人に植林の重要さがずっとよく理解される。だから私は見本の殖林として力を入れたつもりであった³⁴⁾。

と語っている。奈良公園は市街地に「都市林」を育成し、観光にも林業にも利用されることを目的としたものとなる³⁵⁾。

奈良公園の造林計画は、吉野林業の造林技術がそのまま取り入れられた。たとえばヒノキ苗はスギ苗より 1 年前に植え付けること、ヒノキ苗は 1 坪に 2 本、スギ苗は 3～4 本とすること、下刈りは植えた年に 1 回、翌年は 2 回、8 年後より小枝打ちや除伐を行なうこと、ヒノキは 20～25 年以後に枝打ちすること、などの技術上の詳しい指針が導入された。また植林する費用や木材生産による収益の概算も行なわれた。たとえば植栽後 15 年目に 1,000 本程度の伐採によって 20 円を得るが、40 年後は 650 本の伐採で 227 円 50 銭、100 年後の 13 回目の伐採時に 150 本で 2,250 円になる。残木は 200 本で、その代金が 10,000 円になる。植林本数は全体で 130 万本となり、100 年後に 130 万円の基本財産を得ると試算される。

後に東京帝国大学教授の本多静六（1866–1952、以下は本多）は自らの講演において、奈良公園について、

彼ノ芳山・花山ニ於ケル、我国ノ林業上最モ著名ナル吉野造林法ニ模倣セル百八十万本ノ

杉檜栽植地ノ如キ、成育佳良ニシテ將ニ吉野式森林ノ標本タラントセル如キ、亦重要ナル特徴ノ一ニ算セザル可カラズ、要之ニ此等ノ特徴ハ総テ之ヲ充分ニ發揮シ之ヲ活現セシムルコト公園経営ノ原則トナス。

と語っている³⁶⁾。まさに吉野林業の造林法を奈良公園で実践したということである。一般的に森林は手を入れなければ、樹木の育成における健全性が失われるとともに、景観上も好ましくない³⁷⁾。大木が林立していても、その下に次の世代の稚樹が育っていなければ、森林の「少子高齢化」が進み、衰えてしまう。大木が茂り、林床に光が入らないと、草が育たず、土壌が降水時に流出してしまう。この点で奈良県や土倉らが意図した都市林の育成は、近代林業で課題となった「砂防」と「緑化」の面で理に適っていたといえる。もちろん林業経営として成り立つことが示され、富国殖林思想の形成の一助となった。

5. 実業家としての活動

土倉は自らの林業経営のかたわら、地域開発を推進していく。土倉家では自家の山から伐り出す木材の取引だけでなく、小規模な林家による木材出荷の取りまとめもしていた。さらに19世紀以降は金融業にも携わり、零細な木材商人や農家などに当座の資金繰りのための貸付けも行っていた。土倉は「吉野材木銀行」の設立に関わっていたが、これは林業関係者に資金を提供するための銀行であった（同時期に「吉野小川銀行」も設立された）。これらの経営は堅実な経営姿勢を取り続け、投機的な運用はできるだけ避けることを、根本方針としてもち続けた（後に合併を繰り返し、現在の南都銀行につながる）。さらに土倉は1899（明治32）年の「吉野鉄道株式会社」の設立も主導した。こちらのほうは軽便鉄道として建設され、1912（大正元）年によりやく工事が完了する（後に大阪軌道との合併を経て、現在の近畿日本鉄道吉野線となる）。土倉はまた吉野以外の地域で、造林から伐採や搬出まで林業全般を請け負うという事業も手掛け、林業家というよりも実業家としての側面をもった。

実業家としての土倉の姿勢は、日清戦争後に自ら語った「年々戦勝論」と、三井の益田孝（1848-1938、以下は益田）による講演内容に垣間みることができる。年々戦勝論とは、日清戦争に多大な犠牲を払いながら、その代償はわずかに賠償金2万両（3億円余）にすぎないので、それに対して土倉は富を殖やす方法として植林を提唱するというものである。植林に依れば、年々収益があがり、年々戦勝して償金を得ているのと同じになるという主張である。一方、益田は1919（大正8）年に宇都宮で開催された第29回日本山林会大会の講演において、

自分は以前から、品川弥二郎や志賀泰山林学博士から山林経営をすすめられていたが、林業のような気の長い仕事はソロバンに合わぬからやる気がなかった。ところが土倉翁にす

すめられて、自分の誤りに気がついた。そのとき私は甚だぶしつけな言い分ですが、もっとも早く資本を回転させねばならない自分たちは、孫や曾孫の代でないかと金にならないような山林には、とても手を出すことができません、と言いましたところ、土倉翁は「そこが間違っている。木というものは年々成長しているのではないか、秩序をもって植林すれば、五年たてば五年だけの値打ちが出来、七年たてば七年だけの値打ちが出来てくる。お前は植林さえしておけば、いつでも必要なときに金にする事が出来る。そんな馬鹿なことを言うな」と私どもソロバンをはじいている商売人を一言で説破されました。このお叱りを受けて、私は豁然と目がさめまして、まず静岡県に五、六町歩の山林を買い入れ、自分の月給の残りを毎年少しずつ入れて植林をはじめ、その説得のたしかであることを実験しまして、その後明治三十五、六年あたりから、三井家などにもすすめて、ただいまでは三井家は朝鮮、台湾、北海道、樺太などに大へんな山林をもつようになりました³⁸⁾。

と語っている。三井家は1902（明治35）年以降から益田のすすめで山林経営に乗り出している（三菱は1873（明治6）年頃から山林経営に乗り出していた³⁹⁾）。三井財閥が林業経営に乗り出すきっかけを与えたのは、林業がビジネスとして成り立つことを示した土倉であった。

土倉は実業界以外においても、多大な功績を残している⁴⁰⁾。林業経営のかたわら、1877（明治10）年頃から自由民権運動家と交流している。1880（明治13）年には、中島信行（1846-1899、衆議院初代議長）の遊説の際に資金（3,000円）を提供したことから、自由民権運動の後援者とみられるようになる。そして板垣退助（1837-1919、以下は板垣）の洋行を援助するなど、自由民権運動に理解を示し、運動家に対して援助している⁴¹⁾。当時、「自由民権運動の台所は大和にあり」といわれたほど、土倉は多大の負担をしていた。板垣の監修による『自由党史』によれば、「土倉は財あり義あり、夙に自由主義を執り、板垣を信ずるや厚し、嘗て財を醸して立憲政党的の創立に資くる所あり。即ち森脇[直樹]の談を聞いて、之を快諾し、立ちに三千円を出し、之を與ふ⁴²⁾」と記している。しかし土倉がなぜ自由民権運動に対して援助するのか、その根本的な理由は明らかになっていない。土倉が地域振興に尽力していたことから考えて、藩閥政府の権力が中央に偏在していたために、地方に対する政策や事業が疎かになっているという批判が、その大きな理由であったのではないかと推察されている。とくに土倉は自由党解散後（1884年に板垣は自由党解党を宣言する）に直接的な政治運動から距離を置いたことから、奈良県の消滅という事情が背景にあったのではないかと考えられる。1879（明治12）年に奈良県は堺県と合併し、さらに1881（明治14）年にはその堺県が大阪府に吸収されている。つまり大和の自由民権運動には、奈良県再設置運動の意味合いがあったということである。奈良県は1887（明治20）年になってようやく再設置が認められている。

板垣らが1878（明治11）年に発表した「愛国社再興趣意書」には、土倉の意志が反映されている。趣意書には、

夫れ邦国は州郡を以て成る。故に州郡強盛ならずんば、邦国以て強盛なる能はず。譬へば邦国は樹幹にして、州郡は根底なり。根幹の枯槁せざらんと欲せば、以て根底を培養せざる可らず。かの封建の制たる、諸侯各々兵馬錢穀の権を握り、地方の権力尤も盛なりしと雖も、其弊や、地方分権に過ぎ、尾大不掉の患ありし故に、廃藩置県、以て地方の権力を収攬し、之を一大政府に統一するに至れり。当に宜しく全国交際の平均を得て、其美を見ざるべからず。而して今日の勢亦然らず。其弊や中央集権に過ぎ、地方は益々貧弱に陥り、復た如何ともする能はざらんとす。州郡貧弱ならば、邦国の貧弱ならざらんと欲するも得べからざるなり。然りと雖も方今地方の衰頹は豈に全く政府のみの然らしむる所とせん乎。抑も亦各地の有力者、耐忍自立の氣風に乏しく、或は望を官途に懐き、地方を去て都會に移住し、又た地方に住居するも、奮発淬励して力を地方に尽すもの寡きに由るなり。故に今や地方の衰頹を挽回し、以て邦国の強盛を致さんと欲せば、各地の有力者、同心協力し、財力あるものは財を用ひ、智力あるものは智を勞し、以て相助けんことを謀らざる可らず⁴³⁾。

と記されている。地方振興のために地方の政治・経済・教育を強力に推進すべきであるという、当時の土倉の理想と信念を代弁しているかのようであった。土倉は地域振興にとって、こういった運動は欠かせないものと考えたようである。

愛国社は1881（明治14）年に発展的解消をして、東京に自由党が誕生している。その自由党の別働隊ともいべき立憲政党（近畿自由党）が大坂で組織された。土倉はこの立憲政党に加わり、翌82（明治15）年に創刊された『日本立憲政党新聞』の出資者となり、その資金の大部分を負担している。自由民権運動との関連で、土倉は朝鮮独立運動家の金玉均（1851-1894）とも親交があり、さらに婦人運動家で著名な福田英子（1865-1927）もたびたび土倉の自宅を訪れたようである。もちろん金玉均や福田英子に対する支援も行なっている⁴⁴⁾。土倉はこのように「政治」に関わりをもつが、自ら政治家にはなっていない。1890（明治23）年に第一回衆議院議員選挙が実施されているが、土倉は品川内務大臣に口説かれ、立候補している（被選挙権は満30歳以上で、15円以上の納税者）。しかしながら結局、立候補は本意ではなかったようで、選挙期間中に立候補を辞退している⁴⁵⁾。

土倉は国政には関わらないものの、1900（明治33）年に地元の川上村の村長に就任する。それまで衆議院議員や奈良県会議員、あるいは山林局長など政府の要職への就任を打診されたが、すべて断っていた。しかし川上村の村長には就いた。地域振興を重視する土倉の姿勢が表れている。そして村長として取り組んだ仕事は、村有林の整備である。川上村の村有林は、土倉が川上村高原地区に200町歩を100年間借地して造林する計画に基づいたものであった。1900（明治33）年から100年間、借地料6,000円として、間伐や皆伐に際して地元へ1割還元するというものであった。ちなみにこの借地料は土倉の寄付でまかなわれた。6,000円は高原

地区の住民に対して、1戸当たり30円ずつ分配し、残りの約3,000円は寺院と薬師堂の修理に充てられた。村有林の計画は、村の共有財産を形成するとともに、地元住民の救済と雇用機会の創出という目的をもった。植林はスギとヒノキが混植され、その植林費の一部は、土倉の村長在任中の俸給が積み立てられたものであった⁴⁶⁾。土倉は1900(明治33)年の還暦時に際して、その林業に対する功績が認められて、山県有朋(1838-1922、以下は山県)から「樹喜王」の祝号を贈られている⁴⁷⁾。

さらに土倉は、前述のように道路の整備や吉野川の改修などの推進をはじめとして、日本赤十字への寄付など、社会貢献にも努めている。教育面での寄与も大きく、私費によって奈良県初の小学校(大滝小学校)を地元の川上村に開校し、さらに同志社大学や日本女子大学の創立に対しても支援している。土倉は教育に対する支援も惜しまなかった。1882(明治15)年1月に土倉の元を訪ねた新島襄(1843-1890、以下は新島)は、大学の設立について語った⁴⁸⁾。この時、新島は土倉邸に5泊して、村民相手に3夜連続で講話を行なっている。演題は「教育の大切なる事」「宗教に文明の関係ある事」「日曜日の説」であった。その際に土倉は大学設立に対して5,000円の寄付を約束している。ただし、新島が神学の大学を構想していたが、土倉は政治学・法学を中心とする大学を求めた。そこで新島は法学部を設ける計画へと変更する。同志社に対する寄付については、1884(明治17)年の『義捐者名簿』によれば、「北垣国道 300円、井上馨 1,000円、大隈重信 1,000円、青木周蔵 500円、岩崎弥之助 500円、岩崎久弥 300円、渋沢栄一 600円、大倉喜八郎 2,000円、平沼専造 2,500円、原六郎 1,000円、田中弥八 2,000円」と並ぶなかで、土倉は5,000円であり、新島に対して破格の寄付をしたことがわかる⁴⁹⁾。その後、土倉の息子と娘は同志社に学ぶことになる。同志社に大学が設立されるのは1912(大正元)年のことであるものの、大学令に基づいた正式な大学となるのは、1920(大正9)年をまたなければならなかった。

土倉の長女の富子は同志社女学校卒業後、1888(明治21)年に横浜正金銀行頭取であった原六郎(1842-1933、以下は原)と結婚している。原は晩年に富子の影響で、キリスト教の洗礼を受けている。土倉の次女の政子は、同志社女学校を卒業後に、アメリカに留学する。アメリカではプリンマー・カレッジに入学しているが、ここは津田梅子(1864-1929、以下は津田)の二度目の留学先となった大学である⁵⁰⁾。政子は津田と交流があった。さらに留学中に新渡戸稲造(1862-1933、以下は新渡戸)と知り合っている。新渡戸の結婚式には、唯一の日本人として政子が出席している。政子の留学は約7年間に及ぶものであった。

6. 林学への貢献

土倉が活躍した明治初期の日本には、森林や林業に関する体系立った学問はなかった。それまでは農書類の出版などによって、治山治水や森林資源の持続的利用に関する知識の蓄積は部

分的にあったものの、それは体系的な学問とはいえなかった。それらは全体として経験則と東洋哲学から導かれた思想との組み合わせといえるものであった。もっともヨーロッパで確立された「林学」も、長い伝統があったというわけではなく、19世紀になって発達したものである。

わが国が近代の林学および森林行政に目を向けるきっかけとなったのは、岩倉具視（1825-1883）の欧米使節団であった。『米欧回覧実記』によれば、ベルギーやプロイセンなどにおいて、森林管理の重要性に気付いている。プロイセンでは人口増加による森林乱伐があったが、「山林保存ノ法」を制定し、公有林のうちでも国有林には「嚴重ノ山林律」を適用して乱伐を食い止め、かつ「官ヨリ苗植繁茂ヲ務ムルコト」によって育林を進め、民有林にもその法律を援用して「濫伐シテ眼前ノ利ヲ攫セシメス」としている。その結果として森林被覆率は高めに保たれ、林業は産出高「六千万弗」の産業になったと記している⁵¹。

ベルリンでは、すでに使節団訪問の3年前から当地に留学していた青木周蔵（1844-1914、以下は青木）が、1871（明治4）年に留学してきた松野^{はざま}（1847-1908、以下は松野）に林学を専攻するように勧める。松野は経済学を志望していたが、青木の助言を受け入れて、ベルリン郊外のエーベルスワルド官立山林学校（フォレストアカデミー）に入学する。岩倉一行が1873（明治6）年にベルリンに到着した際に、松野は森林が国家および個人の経済に大きな影響があると熱心に語ったようである。大久保利通（1830-1878、以下は大久保）は帰国後、日本の林政はプロイセンを見習って行なうと決定している。

一方、1871（明治4）年の廃藩置県とともに、明治政府は社寺に対して、社寺領を没収する上知令を出した。明治政府は上知令を1875（明治8）年にも発して、没収した社寺領の森林の大半を「官林」とした。膨大な森林が国有化され、その管轄をしたのは大蔵省であった。大蔵大輔の井上は、没収した森林を売却して、財政資金を得ようとした。しかし井上の失脚後、大蔵卿の大久保はドイツ・プロイセンの林政の影響を受けて、官林は国が直接経営するという方針をとった。大久保は1875（明治8）年に「殖産興業ニ関スル建議書」を起草し、そのなかには森林法の制定（1897年）につながる林政構想を記した「山林局設立之儀ニ付伺」も含まれていた。さらに大久保は「山林ヲ保護スルハ国家経済ノ要旨タルノ議」も起草する。そこでは土木建築材や船舶建造材の供給の確保と、水源林や風潮の防御、土砂崩れの防止など、治水治山の重要性を強調している。この林政構想に加えて、官民有区分（国公有地と民有地の区別）の方針、官林（国有林）の直接管理経営、山林局の設置、森林法の制定など、具体的な施策が記された⁵²。こうしてわが国の近代林業政策が始まる。

しかし林業政策を所管する官庁については混乱があった。1869（明治2）年7月に明治政府は六省（民部、大蔵、外務、刑部、宮内、兵部）体制に整理したが、山林関係の職務は民部省地理司が所管した。しかし8月には民部省は大蔵省と合併する。さらに翌年には再び分離し、1871（明治4）年7月に民部省は廃止される。翌72（明治5）年1月に大蔵省に11寮を設け、山林の管轄は大蔵省勸農寮に属することになるが、10月には租税寮に移される。1873（明治6）

年に内務省が設置されて、地理寮が再び配置され、森林課が置かれた。これが独立した林野行政の最初の部署となった。この時「森林」という言葉が公的な用語として初めて使われた。しかし森林課はすぐに消えてしまい、山林課として再び設置される。1877（明治10）年に地理局となり、1879（明治12）年に地理局から山林局が独立した。1881（明治14）年には農商務省が新設されるにともない、山林局は勸農局などとともに内務省から移管された⁵³⁾。その後も政治的な意向に従って変遷を繰り返すことになるが、結局、山林局が森林行政を担っていくことになる。

山林局は、ドイツに多くの留学生を送り出している。わが国の林業政策はこのドイツ留学生の影響を色濃く受けることになるが、とくに森林保全の哲学と、国家財政の収入源としての国有林という位置付けの重要性が強調される⁵⁴⁾。1876（明治9）年に「官林調査仮条例」が出されるが、この作成には前年の1875（明治8）年に帰国して地理寮に勤めていた松野が加わっている。ここでは無計画な伐採を止めて、計画的な官林の保全を行なうとともに、実態を知る調査が必要であることが示された。さらに松野は1878（明治11）年に東京市に山林局樹木試験場（現・独立行政法人森林総合研究所）を設置している。これが国立の林業試験場の始まりとなった。1882（明治15）年には同じ場所に東京山林学校が創設され、松野は校長に就任する。東京山林学校は後の東京帝国大学農学部林学科になるが、わが国の近代林学を担っていくことになる高等教育機関となった⁵⁵⁾。

わが国の林学ないし林政の確立はドイツに負っているところが大きい⁵⁶⁾。しかし当時の日本において林業に関する思想や技術が全くなかったというわけではない。伝統的に林業技術を確認し、それを継承している吉野地域があった。吉野林業は、江戸初期から植林を行ない、持続的な林業を展開していた。江戸中期にはすでに体系だった育林技術と商品開発、そして流通網を確認していた。すでに江戸期の段階で林業は環境保全と産業経済という二つの側面が両立できることを示唆していた⁵⁷⁾。前述のように1882（明治15）年に、農商務大輔の品川が川上村に視察に訪れ、土倉の林業経営の話を知っている。品川は吉野造林が優秀であるのに比して、他県のそれがあまりにも見劣りがすると嘆いた。これをきっかけにして土倉は全国の山林を視察し、各地で講演を行ない、わが国の造林が急務であることと、林政改革の必要性を説いてまわっている。一方、土倉の影響を受けた品川のほうも、全国各地をまわって吉野の造林法を推奨した。これらはわが国における林政および林学の確立の前提条件といえるものとなった。

1890（明治23）年に東京・上野で開催された第三回内国勸業博覧会へ吉野材が展示される。この時には木材だけの出展にとどまらず、二連の実物大の筏（長さ約60メートル）が展示された。さらに出展に際して、『第三回内国勸業博覧会大和国吉野材木桴出品解説書』という解説書も作成される。この解説書は出品物の紹介にとどまらず、吉野の土質や気象などの風土の紹介とともに、植林から伐採や搬出、そして利用までの吉野林業の全貌を紹介している。この解説書において土倉は、

今回吉野材木いかに 梶 出品ノ大要ハ、吉野郡ニ於テ古来ノ経験ニヨリ、吉野川ニ乗流スル杉檜梶ノ便ヲ示シ、以テ内地各国有志諸君ノ参考ニ供シ、山林及び運輸ノ便ヲ改良ナラシメンコトヲ冀望スレバナリ⁵⁸⁾。

と記して、吉野の技術を他地域の模範として、参考にしてほしいと語っている。この解説書には品川が視察に訪れたことも記されている。末尾には静岡県、栃木県、そして群馬県を見て歩いたが、山の土質が豊饒であるにもかかわらず、山林が少ないこと、さらに大河があり木材の運搬に利用できるにもかかわらず、林業は発達していないと指摘している。土倉は、これは樹木培養法や運搬法を知らないことが原因であると断じている。

この博覧会の直後に、山林局の村田重治（1861-1942）と望月常（1862-1921）が吉野を訪れる。両者ともドイツ林学の視点から、吉野林業の造林技術と山林経営について説明し、それを1891（明治24）年から1893（明治26）年にかけて『大日本山林会報』誌で紹介している⁵⁹⁾。これによって山林局自体も、近々に予定していた国有林野への杉檜造林事業の技術的基礎を習得できたようである。さらに地元の吉野からも、上平豊吉『吉野杉檜栽培法』（1896年）⁶⁰⁾といった杉檜苗の栽培法と造林法を解説した小冊子も出される。この小冊子の序では、東京帝国大学農科大学の本多が吉野林業の概略を執筆している。こういったことをきっかけにして、全国から数多くの見学者が訪れるようになり、そのなかには『吉野森林業見聞談』（島根県邑智農会、1897年）⁶¹⁾を著した藤岡直蔵（1857-1920）もいた。1899（明治32）年には大日本山林会の総会が、はじめて東京を離れて奈良市で開催された⁶²⁾。その際に吉野林業の視察旅行が実施され、約140名が川上村を訪れている。

その後も視察に訪れる人は多く、日露戦争後も急増している⁶³⁾。わが国は日露戦争後に、町村財政の強化を図るために、各地で「戦勝記念造林運動」が政府主導で進められる。その際の造林主体は小学校などの各種団体であり、その造林地は部落有林野であった。もちろん造林は部落有林野の経済的基盤を強化するねらいも含まれていた。しかし造林主体にとって造林は初めての場合が多く、育林技術は未熟なものであった。この点で吉野林業は脚光を浴び、育林技術を習得するために、吉野を訪れる人が急増する。この時期も吉野林業を紹介する小冊子類が数多く作成され、スギ苗などを販売する業者も現れる⁶⁴⁾。多くの育林地は密植体系を学び、密植技術を各地に持ちかえて実践した。しかしその多くは、すぐに修正を余儀なくされた⁶⁵⁾。密植は吉野林業に特異なものであり、市場に近いという立地的条件を兼ね備えていたからである。つまり小区画・密植・長伐期・多間伐による大径木生産という一連の技術のなかで、密植が生かされるのであって、密植だけをとらえて技術の定着を図ろうとしても困難であった。しかも吉野林業は借地林業や流通網が確立されていたからこそ、その林業技術が生かされた。結局、密植という技術は他地域では容易に定着しなかった。

ところで土倉は『第三回内国勸業博覧会大和国吉野材木梶出品解説書』の最後に「汎ク日本

全国有志者ニ対シ養林事業ヲ推奨シ、進ンテ国家富強ノ基礎ヲ後年ニ求メント欲スル所以也」⁶⁶⁾と結んでいる。土倉は有志者のひとりである天竜地方の林業家の金原明善（1832-1923、以下は金原）と交流をもっている⁶⁷⁾。金原は土倉に関する情報は、品川を通じて得ていた。金原は天竜川の洪水を防止しようと、水源地に植林をしようとしたが、適切な植林方法が見当たらず、その成果も芳しくなかった。そこで土倉の元で造林の実地指導を受け、土倉も金原の元に出向いて協力することになった。しかし金原は環境保全の視点から植林をしても、山を維持できないと気付く。森林から利益を生み出して循環させないと持続できない。つまり林業経営として軌道に乗せないと、林地として維持できない。そのためには成林後に、伐採搬出し販売する必要があった。そこで金原は製材会社（「合本興業社」）や運輸会社（「天龍運輸株式会社」）を設立する。金原も土倉と同様、環境保全と林業経営の両立という方向性をもった⁶⁸⁾。

金原ばかりでなく、土倉に林業を学んだ人は多い。鳥取県の智頭林業の石谷源蔵（1858-1932）や愛媛県の久万林業の井部栄範（1842-1914）らである。そして日本林学の創始者というべき本多も、日本林業のあるべき姿を、土倉に学んでいる。本多は松野が校長を務めていた東京山林学校に入学する。山林学校を卒業した後、ドイツに留学している。ドイツでは最初、ターラント山林学校（現・ドレスデン工科大学林学部）に入学し、さらにミュンヘン大学に転学している。ドイツで博士号（ブレンタノ教授に師事したので財政学の学位であった）⁶⁹⁾を取得して、1892（明治25）年に帰国した後、東京帝国大学農科大学の助教授に任命される。林学第二講座を担当し、造林学、保護学、林政学、林学概論などの講義を行なっている。さらに東京専門学校（現・早稲田大学）から林政経済および農政経済学の講師を嘱託される。そしてその7年後の1899（明治32）年に学位令改正によって生まれた林学博士の学位を取得し、日本で最初の林学博士となっている⁷⁰⁾。

本多はドイツから帰国後に、講義の準備をするなかで、ドイツで学んだ林学は、必ずしも日本の風土に応用できないと考える。そして日本林業の模範になる存在として、吉野林業に注目している。本多は著書において、

わが国における林学の勃興は、明治十五年王子西ヶ原に山林学校が創立されたことから始まる。当時山林は仙人のやる仕事であって、山林（三厘）は天保銭（八厘に通用）より安い学問だ、などと軽視されていた。私が二十五年にドイツから帰朝した頃に、やや完全に近いと思われる林業は、僅かに大和の吉野と紀州の尾鷲の一部に営まれるに過ぎず、一般的には林学林業のなんであるかを知るものもなく、林業思想はきわめて幼稚、いたずらに濫伐暴採にまかすのみであった。このために次々に大洪水の惨害を蒙り、国民生活と国土保安から由々しき問題であることを痛感せざるを得ない状況にあった⁷¹⁾。

と記している。1890年代の日本では、未だ林学や林業に対する関心は低かったが、わずかに

林学や林業思想に値する実践は、吉野と尾鷲で行なわれていた。尾鷲は吉野に連なる地域であったので、当時の日本で体系だった林業技術を備えていたのは、吉野だけであった。こうして本多は日本の林業を知るために吉野に通い、土倉邸に寄宿してその技術を学んだ。

本多は土倉について、「吉野の造林法と、ドイツの造林学との学理に抛りて、漸く日本の造林学を構成せり。而して、其の吉野の造林法とは、実に土倉翁に就て学び得たるものなり」と記している。さらに「翁より親しく実地の説明を聴きたり。又或る時は、翁の監視の下に自ら刀を取って、間伐、枝打ちを実習せしこと幾回なるを知らず。然して、翁が指導の懇切にして周到、其の所論の卓邁して適切なる、今なお追憶新たなるものあり」と記している⁷²⁾。本多は土倉を通じて、林業技術や実践的な林業思想を身に付け、自らの学問の基礎に据えたようである。

本多の業績には、わが国の林学の礎をつくったというだけでなく、自ら実際に森林の造成に関わったことがあげられる。その造成過程の多くで土倉の影響がみられる。たとえば、東北・北海道の鉄道防雪林の創設、神社仏閣の社寺林の整備、大学演習林の設置、中学・高等学校の学校林の設立などを手がけた⁷³⁾。さらに日比谷公園をはじめとする洋風公園の設計や明治神宮の森づくりを担当している⁷⁴⁾。本多が手がけた日比谷公園は洋風公園の嚆矢であった。しかし本多の設計には多くの反対がある。たとえば、各門に鍵を設けなければ、夜間に花や木を盗まれるという批判に対して、本多は、

公園の花卉を盗まれないくらいに国民の公德が進まねば日本は亡国だ。公園は一面その公德心を養う教育機関の一つになるのだ。これは家の中では親の隠しておく菓子までとって食ってしまういたずら子が、一度菓子屋の小僧になると、数日にして菓みに飽きて一向食わないのと同じで、私は公園にたくさんのお花を植えて、国民が花に飽きて盗む気が起らないくらいにするのだ⁷⁵⁾。

と反論している。本多は林学者であって、造園学はいわば専門外であったが、林業を国民生活と関わらせて発展させていこうとする姿勢において、都市林業を推進した土倉と共通点をもっていた。

日比谷公園の場所には、造園前からカヤ・モミ・マツなどの大樹が少なからずあったといわれている。しかしそれらのほとんどは、枯死してしまっていた。造園にあたって、樹木・道路・築山などの設計は本多自身が担当した⁷⁶⁾。当初の造園予算が削減されたので、植栽された樹木の大部分は、小さな苗木であった。マツ・カシ・クス・サクラ・イチョウなど約300種、約24,000本余りが植えられた。最初は小さな苗木なので、公園は緑陰が少ないと市民から指摘されたようである⁷⁷⁾。もちろん現在では、東京の中心部にあって、多くの大樹による緑陰の多い公園となっている。本多は日比谷公園の設計施工の後、明治末期頃から地方の自然公園の設計

も行なっている。1909（明治42）年には松島公園経営案、1911（明治44）年に軽井沢遊園地設計方針、1912（明治45）年に琵琶湖、日光社寺境内そして厳島公園の改良案を作成する。さらに1914（大正3）年には箱根、日光および大沼公園の風景利用案をまとめている。そしてこれらに基づいて造園学の体系化を進めるとともに、1918（大正7）年には日本庭園協会を設立して、その理事長に就いている⁷⁸⁾。

明治神宮の森づくりも担当した本多は、シイ・カシ類などの常緑広葉樹（照葉樹）が生い茂る森を理想とする⁷⁹⁾。伊勢神宮や日光東照宮のような杉木立を期待した大隈重信（1838-1922）首相は、本多の案に反対したが、本多は仁徳天皇陵のような神社林を理想としているとして、大隈の説得にあたる。さらに本多は維持管理費を低く抑えるためには、自身の案が最適であると強調する。本多は手入れが少なくても維持できる天然更新による森づくりをめざした。もともと、当初から照葉樹を植えるようなことはしなかった。当初は土地に適合した植生から、徐々に林相を変化するように予想した植栽計画を立てた。造成時にはアカマツやクロマツなど既存の高木を取り込んで、その間に比較的低い木であるヒノキ・サワラ・スギ・モミなどの針葉樹、カシ・シイ・クスなどの照葉樹、さらに矮小な灌木類などの苗木を植栽した。植栽本数は、12万余株に達する。森の完成は約100年後とされた。

竣工した1921（大正10）年から約100年後の現在、マツ類はほぼ姿を消してしまった。第二世代のヒノキやスギなどの針葉樹も衰退して、わずかに存在しているにすぎない。カシ・シイ・クスなどの常緑広葉樹が巨木となり、優占するようになっている。その下には常緑樹の幼樹が育っている。まさに本多の計画通りの「遷移」を経たといえる。現在の明治神宮の森は、ほぼ原生状態にある⁸⁰⁾。もともと、本多の場合、常に人工的な森よりも自然な植生を重視したわけではない。これは本多が「経営」を意識し、経費がかからない方法を選択し、森林から収益をあげることを優先した結果に他ならない。

そういった考え方がもっとも反映されたのは、東京市の水道水源林づくりであった。当時、東京の水源は多摩川水系に依存していた。しかしこの水源地域は荒廃し、多摩水系の水源林は約21,000ヘクタールであったが、そのうち約5,000ヘクタールが禿山という状態にあった。これに対して本多は、水源林の保護と造成を訴える。1901（明治34）年に東京府水源林経営監督に就任して、吉野林業の方式を採用する。本多の計画は雑木林を伐採して木炭を焼き、その販売で収益をあげて、跡地に針葉樹を植えるというものであった。しかし木炭の販売など経営上の問題が生じて、ぼう大な赤字を生む。造林も順調には進まなかった。試行錯誤を繰り返して、高地にスギを活着させる技術を磨いていく。さらに皆伐をやめて、雑木の間にもスギやヒノキの苗木を植栽して造林に成功する。まさに土倉が着手した造林と同様の展開であり、高地での開発は試行錯誤を繰り返し、同様の造林法にたどりついた。

本多は造林学の体系化を進めて、山林の効用を説いて経済的に豊かになることを訴えた。土倉は経験的に山林と水は一体のものであり、林業は国土を守ると同時に、国を富ませる技術で

あると説いた。学問としての林学と、実践としての林業と、両者は立場が異なっていたとはいえず、いずれも産業の発展と環境の保全は両立するという考えをもっていた⁸¹⁾。

7. 林業政策に対する批判

吉野林業に関する解説書は、『第三回内国勸業博覧会大和国吉野材木桴出品解説書』の後、数多く刊行される。第三回内国勸業博覧会の翌年の1891（明治24）年には高貝儀三郎著『吉野名産杉檜栽培解説書』、翌92（明治25）年には村田重治著『大和国吉野郡林業一斑』、そして前述のように、1896（明治29）年には上平豊吉著『吉野杉檜栽培法』が刊行される。とくに村田重治の著書は、土倉から聞き取った内容を、ドイツ林学の視点で執筆したものであった。そして1898（明治31）年には、これらの著書の集大成ともいえる森庄一郎著『吉野林業全書』が刊行される。これらの吉野林業に関する啓蒙書ないし実践書は、ほとんど土倉の意見が下敷きとなっていた。『吉野林業全書』の内容は、種子の採取から苗木仕立て、土質の鑑定とスギ・ヒノキの苗の植え付け、修理（除伐や間伐）など育林技術、山守（森林管理者）制度の説明や伐採方法、製材法、樽丸などの加工法と木材生産、材木の運搬方法などを紹介したものである（『吉野林業全書』は、土倉が校閲者として名を連ねると同時に、制作費も出したようである）。

土倉は全国的に名の知られた林業家となるにともない、林業政策に対して積極的に発言するようになる⁸²⁾。具体的には、前述のように日清戦争後に、国外に活路を求める前に、林業を充実させれば、山林は毎年ばく大な利益をもたらすという「年々戦勝論」を提唱している。さらに『吉野林業全書』において林業のあるべき姿を示すとともに、当時の荒れた里山に植林を断行する一方で、奥地原生林を活用すべきであるという林政上の提言をしている。

政府は森林の荒廃状態に対処するために、1897（明治30）年に「森林法」を成立させた。1897（明治30）年以前の林政上の制度化は、行政機構・教育機構・林業団体という組織面に限定されて、林況調査・台帳整理・境界の確定および保存・官林売払などの条件整備が主な業務となり、官民有区分事業が継続されていた⁸³⁾。森林法において政府の国有林に対する監督権が強化され、その監督権は民有林へも適用することが意図された。さらに国有林経営は国家財政の収入源として位置付けられ、生産性を上げることで木材需要の増大にも対応しようとした。しかしながら一方では、国有林野を地元住民に開放する施策が積極的に展開された⁸⁴⁾。1899（明治32）年に制定された「国有林野法」と「国有土地森林原野下戻法」（森林法と合わせて「森林三法」という）によって、その方向性が明らかにされた。それは江戸期の部分山（部分林）や委託林という旧慣の復活ともいえる。それまでの官民有区分によって多くの紛争が起きていたが、それに対して政府の監督権強化や厳罰主義では対応しきれなかった結果であるとみられる。部分林のほうは設定面積が順調に伸びたようであり、委託林のほうは東北地方を中心に浸透していったようである⁸⁵⁾。

国有林野法と国有土地森林原野下戻法が制定されたのと同じ1899（明治32）年に、土倉は中邨彌六林学博士と連名で『林政意見』という小冊子を刊行している（厳密には、表紙に「岡野俊造筆記」とあるので、二人の談話をまとめたものである⁸⁶⁾。この冊子は政府の林業政策の見直しを迫る内容となっている。その内容を追っていくと、日本の総面積の約7分の6は山林原野であり、そこには無限の富がねむっている。これに対して本年度から施行する「国有林野特別経営事業計画書」⁸⁷⁾では、林政の錯乱、森林の荒廃が必至である。この計画内容は林野処分・実測・施業案編成・造林・森林買上の5項目から構成されていたものの、経営事業費（2,300万円）のうち造林費（700万円）はわずかで、残りの大部分は俸給が占め、これでは造林の実益をあげることはできない。次に政府は毎年14万5千町歩の植林を施行しようと、新たに民間から山林の買上げを予定しているが、国有林の760万町歩を放置して、新たに買上げるとするのは誤っている。国有林は300万町歩程度にとどめ、それを良林に造成し、残りの約200万町歩を地方自治体へ分与して、約260万町歩は民間へ公売するのがよいと提言する。土倉は一部の国有林を残すものの、基本的に国有林の解体を強調している⁸⁸⁾。

地方自治体への分与の理由は、わが国の地方自治制度が実施後、すでに10年を経過しているにもかかわらず、未発達であるのは、府県市町村に基本財産がないからであるとする⁸⁹⁾。山村地域の財政不足対策として、林野を身近な自治体に任せるように強調する。そして地方自治制度は共同の利益によってこそ発達していくと説いている⁹⁰⁾。民間への公売については、個人の責任で植樹事業が行なわれれば、山林所有者の利益のみならず、山林労働の生業（あるいは雇用）を生み出すことにもなり、村民の生計を助けることにつながる。このような農山村の生活向上の方法があるにもかかわらず、政府は相変わらず海外移民を奨励している。土倉は、これについて国内のことを忘れて、ひたすら海外に目を向けるものであると批判する。

そして林業政策についても、その構造に問題があるという。土倉は、

土木山林ノ両政務ヲ合シテ山川省ヲ新設シ、(中略)今ヤ林政河政其所管ヲ異ニシ、当事者ノ意見時ニ衝突シ施設モ亦往々相ヒ反シ国利ヲ損シ国費ヲ空消スルノ実アルヲ免カレス、故ニ両政務ヲシテ一ニ出テシメ、此ノ弊ヲ一洗スルニ於テモ亦頗ル必要ナルヲ認ム⁹¹⁾。

と提言し、全国の山林河川の業務を統一するように求めている。川を治めるためには、山を治めねばならない。しかし当時の担当官庁は、内務省と農商務省に分かれていた。そこで山と川を一体に扱う省庁を設けるように提案している⁹²⁾。さらに天然林施業（伐採跡地を放置して、自然林にもどすという方法）が無謀な方法であると訴えている。そして無学の官吏が非常に多いので、林業の専門教育を受けた官吏を増やす必要があるとも説いている。しかしこれらの土倉の提案に対して、政府が実際に政策の見直しを行なうことはなかった。

さらに土倉は1902（明治35）年に『再ビ林政ノ刷新ヲ論ズ』（私家版）という小冊子を刊行

している。この冒頭で「森林事業ハ依然トシテ甚タ振ハス。之チ昔時幕府時代ノ形況ニ比シテ寧ロ退歩荒廢」⁹³⁾していると記している。『林政意見』と同様に、山林の荒廢を訴え、政策の遅れを指摘する。さらに木材資源を確保するための植林ではなく、頻発する水害を抑え、村民の貧困を救うことが重要であると説いている。そして改めて「国有林の改良の推進」「国有林調査事業の簡略化」「森林官吏の育成」を提言している⁹⁴⁾。さらに「地方林業ノ発達ヲ謀ルヲ要ス」として、国有林の不要林野を地方自治体に割与公売にかけることを訴えている⁹⁵⁾。政府が700万町歩の国有林を経営して、改良造殖するのは不可能な事業であると強調し、各府県に森林行政機関を設けることを提案する。土倉は政府の行なう森林政策が日本の実態に合っていないとして、「文書的经营」という言葉で政府の杓子定規な施業計画は、机上の空論であると批判している。そして林政には木材生産と災害防止の両面があり、別々に行なうのではなく両立させるべきこと、また土地にあった森林の扱い方がそれぞれあり、外国から手法だけを取り入れても根付かないことを、実地の経験から訴える。

土倉の指摘がなされた後、大正末期に日本の林政は大きな転換をむかえる。国有林経営において「一斉造林・皆伐」という方法から、恒続林思想に基づく「択伐・天然更新」という方法へと変わった。これは主に財政的な理由であった。原野に造林を行なう官林(国有林)の特別経営事業は、不要な国有林野の売却代金があてられていたが、これは1921(大正10)年に終りを告げている。つまり予算を使い切ったのである。特別経営事業は23年間で無立木地や天然林伐採跡地など58万ヘクタールの造林を終えた。しかし造林事業は短期的には収益を生まない。しかも風水害・雪害・虫害などの被害を受け、さらに苗木の質が悪くて枯れるなどの被害があり、不成績造林地が少なくなかった。そこで今後の育林も含めて、遅ればせながら造林事業の見直しの動きがあったということである。

その際に日本に紹介されたのが、ドイツで提唱された択伐・天然更新施業であった。これは恒続林思想に基づくものであるが、基本的に植えずに自然と苗木が育つことを期待するものであった。これにしたがえば財政的な負担が軽くなる。しかし山林局はこれを急いで導入できなかった。この施業法を実施するためには、技術に習熟した営林署が、択伐する木の選定などにおいて、主導的な役割を果たす必要がある。そして択伐は木の選定が困難であり、一本の木を植えると、まわりの木にどのような影響が出るかを丹念に考えていかなければならない。これを誤ると美林をつくるどころか、森を劣化させてしまうことになる。森を見る目をもつ優秀な人材が必要であった。ドイツでは当時、そのために高等森林官制度を設けていた。山林局は天然更新の調査を始め、必要な予算も獲得した。次は高等官の増員と小規模な営林署の増設であった。このドイツ流の政策は、すでに土倉が『林政意見』や『再ビ林政ノ刷新ヲ論ズ』において指摘していた点と、ほぼ同一であった。

しかしこの択伐・天然更新施業の計画は、政権交代によって停止する。挫折ではなく停止というのは、人材育成ができないままで、予算が付いたために、かえって政策の暴走が始まった

ということである。天然林施業に取り組み始めたものの、いわば素人によって杓子定規に実施されることになった。ヨーロッパの林学者は、自然をよく観察し、自然の法則にしたがうことの重要性を訴え、森林を長時間かけて観察し続けることを重視する⁹⁶⁾。光、土壌、地形、樹木などの条件を加味して、複雑な生態系を分析する眼が必要となる。こういったことを無視して、択伐・天然更新施業を実施した日本の国有林は、ことごとく失敗してしまう。恒続林という考え方は天然林とまったく同じものではなく、人が手を加えることによって「健全な」森をつくることをめざしていた。そのために人材育成が最も必要とされる。これを無視して択伐・天然更新施業を表面的に進めたことで、迷走した感がある。そしてその後、大增伐を推進した戦時体制に突入することによって、択伐・天然更新施業そのものも消滅してしまうことになる。

8. 結びにかえて

明治末期に土倉家は、長男の事業失敗によって、多くの山林を手離し、土倉家は没落する。土倉家の没落とともに、地元の林業家は姿を消し、多くの林野は村外所有者の手に帰した。しかし土倉によって全国的にその名を知られることになった吉野林業は、全国の育林地の模範となって、その育林技術が習得され、各地で導入された。吉野林業の根幹をなす土倉流の「殖林」は、端的に言えば、林業を奨励することによって家を富ませ、村民の幸福を招き、国力を充実させ、平和をもたらすことであった。土倉のいう「富国殖林」である。この場合の富国は、決して国家を意味するものではなく、地元であり地域であった。土倉は国家の林業政策を批判しているが、それは地域の視点に立って述べたものであった。

この土倉の事績および思想は、まったく忘れ去られたというわけではない。その後も伝えられている。土倉の次男である龍次郎は台湾のスギ植林に尽力した。その事績は現在も受け継がれ、台湾の木材生産は縮小しているとはいえ、依然として広大な面積が存在し、良好な成長を続けているところもある。台湾の林業研究者は、この現状をふまえて、今なお土倉について質問を投げかけている⁹⁷⁾。スギ林業や樟脳生産用のクスノキ林業の模範を示した土倉の事績は、今なお隣国で脈々と息づいている。

土倉が語ったことを、竜門村（現・吉野町）の上田愛之助が書き留めている。その「土倉庄三郎様直話」によれば、「自分の財産の三分之一を国家のために使い、次の三分之一を教育と人のために使い、残りの三分之一で一家の経営をしたい」と語ったとされている⁹⁸⁾。厳密な貢献度はわからないが、土倉の貢献は主にこの三つの点で顕著であった。土倉が手掛けた河川改修、道路開設、奥山の開発などの事業の多くは、吉野からの木材搬出を進めることになり、大量かつ安定的な供給を可能にした。また山里の物資輸送にも役立てられ、地域経済の活性化をもたらした。一方、内国勸業博覧会や奈良公園などを通じて、全国的に吉野の木材を著名にした。これらによって吉野の山林価値を高めた点に、土倉の地元への大きな貢献があった。土倉

の事績は多方面にわたるものであったが、その中核にあるのは、もちろん「林業」であり、それをどのようにして持続的なものにするのかということが、土倉の思想の中心に位置付けられていた。林業の根本は、いうまでもなく山・水・光などの自然環境を保全しながら、それを有効に利用していくことである。この点に環境保全と産業開発を両立するという富国殖林思想の根本があった。

土倉の富国殖林思想は机上で組立てられたものではない。吉野林業方式そのものが、精緻な技術と産業構造の組み合わせによって成り立っており、簡単に模倣できるものではなかった。林業はマニュアル通りに進めればよいというものではなく、地域ごとに気候や土壌条件が違い、また経済的な背景も異なっている。したがって望ましい造林技術は、造林の知識だけで判断できるものではない。つまり決定的に必要なのは、標準化されたマニュアルよりも、個々の状況に応じた解決法を創造できる総合的な力をもった人材といえる⁹⁹⁾。土倉自身が林学という学術的な面に、あまり積極的に関わらなかったのは、このあたりにその要因があったのかもしれない。林学の知識を豊富にもっている、現場において柔軟に考え創造していかなければ、林業は成り立たない。『吉野林業全書』の著者とならなかったのも、文字化や標準化に限界を感じていたのかもしれない。

林業には土倉のような総合的な力をもった人材が求められる。しかしこれまでそういった人材を育てる体系的なシステムがなかった。教育活動および林業技術普及の双方に熱心であった土倉は、本多らの研究者や教育者に期待するところが大きかったであろうが、林業の担い手が育ったとは言い難い。個別の森林あるいは個別の林業経営においては、数字には現れない人材や組織の問題が大きい。まさにこの点を克服しようと、2015（平成27）年に奈良県川上村と林業関係4団体が、林業再生をめざして任意団体「吉野かわかみ社中」を設立した¹⁰⁰⁾。多くの山林所有者が村外に居住する一方、山守制度の発達によって、林業関係者の意思統一が難しく、林業再生に取り組む体制整備が急務になっていたからである。これまで山林所有者や森林の管理・伐採などを行なう事業者、木材加工業者、木材流通を担う事業者らが、別々に行動していたが、団結して山林の維持・管理や製品生産、林業に携わる後継者の育成などに一貫して取り組むという。この社中の役割は、各業者間の調整や、調査・研究を担うことである。育林や木材を切り出す効率を高めるための山林調査、後継者育成の支援を行なうほかに、消費者の窓口になり、ニーズの把握や新製品の開発に取り組むことであるとされる。明治期に土倉が果たした役割を、現在、林業関係者の体制整備によって果たそうと動き出している。

日本の国土は森林が約3分の1を占めている（この割合は先進国のなかではフィンランド、スウェーデンに次いで第3位である）。現代日本の山村では「森林の活用なくして地方創生はない」といわれる。実際に間伐材を利用してエネルギー源として利用し、荒れ気味である森林を整備して、里山の原風景を取り戻そうという動きがある。しかし、現実には人工林は森林の約4割に上り、多くは建材用のスギやヒノキだけの林となっている状況にある。天然林の生態系

の多様さが失われると同時に、人工林は間伐などの手入れをしないと保水力が落ち、山肌ももろくなっていく。さらに農山村の周りの里山は、薪炭や肥料を採りに人が入らなくなって、奥山と一体化している。そのためにイノシシなどが森から出て田畑を荒らす被害が深刻になっている。木の芽を食べるシカ的大幅増に対して捕獲や防護柵が追いつかず、担い手の減少や過疎化に拍車をかけている。森林や林業の振興のために、輸入材との競合、国有林と民有林の利害調整など、多くの解決しなければならない問題が山積している。わが国は今、早急に土倉の富国殖林思想を見直すべき時にある。

注

- 1) 土倉の活動自体が明治期日本に大きな影響を与えた事例として稀有である。明治期日本において、多方面にわたって影響を与えていた報徳思想も、その実践活動である報徳社については、あまり知られることはなかった。拙稿「20世紀初頭日本における報徳主義の役割」(『報徳学』、創刊号、2004年、32～44ページ)。
- 2) 植林は他地域でもみられるものの、その記録が残っているのは川上村のみである。近年に至るまでの川上村の治山治水については、辻井英夫『吉野・川上の源流史—伊勢湾台風が直撃した村』、新評論、2011年。
- 3) 土倉梅造監修『完全復刻 吉野林業全書』、日本林業調査会、1983年、23ページ。
- 4) 奈良県史編集委員会編『奈良県史 第1巻』、名著出版、1985年、353～4ページ。
- 5) 焼畑は主に農耕の目的で行なわれたが、日本の一部の地域では、農業と林業が混在する「持続性」をもった焼畑が行なわれていた。佐々木高明『日本の焼畑—その地域的比較研究』、古今書院、1972年；福井勝義「焼畑農耕の普遍性と進化—民俗生態学的視点から」(大林太良ほか編『山民と海人—非平地民の生活と伝承』、小学館、1983年、235～74ページ)；原田信男・鞍田崇編『焼畑の環境学—いま焼畑とは』、思文閣出版、2011年。
- 6) 田中淳夫『森と日本人の1500年』、平凡社新書、2014年、74～6ページ。
- 7) 谷彌兵衛『近世吉野林業史』、思文閣出版、2008年、99～137ページ、192～7ページ。
- 8) 領主の規制や優遇策とは無縁に、需要の発生と拡大に反応することによって育成林業の成長があったという特徴をもつ。この点で吉野地方は、民間部門における育成林業の成長を牽引した。コンラッド・タットマン著・熊崎実訳『日本人はどのように森をつくってきたのか』、築地書館、1998年、161～2ページ；谷彌兵衛、前掲書、2008年、180～1ページ；斎藤修『環境の経済史—森林・市場・国家』、岩波現代全書、2014年、119～22ページ。
- 9) これは伏見や灘の酒造りの発展と呼応したものであった。柚木學『近世灘酒経済史』、ミネルヴァ書房、1965年。
- 10) コンラッド・タットマン著・熊崎実訳、前掲書、1998年、158～9ページ；谷彌兵衛、前掲書、2008年、51～7ページ。
- 11) 半田良一・森田学・山田達也「吉野における借地林業の形成と展開」(『京大農学部演習林報告』、第39号、1967年)。
- 12) 奈良県史編集委員会編、前掲書、1985年、354～6ページ；コンラッド・タットマン著・熊崎実訳、前掲書、1998年、173～7ページ；谷彌兵衛、前掲書、2008年、71ページ。
- 13) 江戸中後期の村落共同体は、村外者が村内の土地を保有することに対して規制をするなど、対策を講じていた。拙稿「報徳思想の形成と社会的背景—村と家の永続性」(『報徳学』、第11号、2014年、65～70ページ)。
- 14) コンラッド・タットマン著・熊崎実訳、前掲書、1998年、148～82ページ。
- 15) 斎藤修、前掲書、2014年、150～5ページ。
- 16) 小椋純一『森と草原の歴史—日本の植生景観はどのように移り変わってきたのか』、古今書院、2012

- 年；斎藤修、前掲書、2014年、150～5ページ。
- 17) 材木方については、谷彌兵衛、前掲書、2008年、232～6ページ。
 - 18) 土倉祥子『評伝土倉庄三郎』、朝日テレビニュース社出版局、1966年、18ページ。
 - 19) 同上書、24ページ。
 - 20) 永富謙『道、を拓いた偉人伝』、イカロス出版、2011年、24～30ページ。
 - 21) 土倉祥子、前掲書、1966年、25～7ページ。
 - 22) 堀井甚一郎『最新奈良県地誌』、大和史蹟研究会、1962年、144～51ページ；野村勇編著『資本主義的林業経営の成立過程』、日本林業調査会、1966年。
 - 23) 広島県内務部第七課編・土倉庄三郎述『勸業報告（林業講話）』、広島県内務部第七課、1903年。
 - 24) 土倉祥子、前掲書、1966年、103～6ページ。
 - 25) 奈良県史編集委員会編、前掲書、1985年、472～3ページ。
 - 26) 土倉祥子、前掲書、1966年、38～9ページ。
 - 27) 都市林業は日本では珍しいものの、ヨーロッパではフランクフルト、チューリッヒ、ウィーン、アムステルダム、ストックホルムなどの都市近郊に都市公園があり、林業が今でも盛んに行なわれている。そして木材収入が公園の維持費に充てられるとともに、伐採が森林景観を保つ管理の一環とされている。
 - 28) 石城謙吉『森はよみがえる一都市林創造の試み』、講談社現代新書、1994年。
 - 29) 堺県は1871（明治4）年に発足し、1876（明治9）年に奈良県を合併し、1881（明治14）年に大阪府に吸収され、同時に堺県は廃止される。1881（明治14）年に大阪府に吸収された時に、堺県の一部であった奈良県も大阪府に吸収された。奈良県は1887（明治20）年に大阪府から分離された。
 - 30) 松田隆「奈良とシカの物語①～⑤」（『日本経済新聞』、2015年6月1日～5日付）。
 - 31) 田中淳夫『森と近代日本を動かした男―山林王・土倉庄三郎の生涯』、洋泉社、2012年、94～9ページ。
 - 32) 土倉祥子、前掲書、1966年、118～20ページ。
 - 33) 同上書、121～31ページ。
 - 34) 同上書、119～20ページ。
 - 35) その後、奈良公園は大阪を起点とする郊外電車で結ばれた行楽地としての性格を強めていく。丸山宏『近代日本公園史の研究』、思文閣出版、1994年、242～65ページ。現在の奈良公園内では、林業は行なわれていない。1960年代半ばに明治期の造林地は、ほぼ全部伐採されてしまった。しかしレクリエーションとしての空間は保たれている。高橋理喜男「市民生活とみどり」（日本造園学会編『環境を創造する―造園学からの提言』、日本放送出版協会、1985年、179～88ページ）。
 - 36) 田中淳夫、前掲書、2012年、99ページ。
 - 37) その後、奈良公園を史跡として重視する立場から、現状保護のための植樹や伐木など以外は、現状変更は好ましくないという理由で、観光事業などには反対するという意見も出る。足立康『聖地奈良公園の危機と其保存』、私家版、1938年、17～20ページ。
 - 38) 土倉祥子、前掲書、1966年、88～9ページ。
 - 39) 現在の民間森林所有者の順位は、1位が王子製紙（約19万ヘクタール）、2位が日本製紙（約9万ヘクタール）、3位が住友林業（約4万5千ヘクタール）、4位が三井物産（約4万4千ヘクタール）であり、製紙会社が大山主となっている。三井財閥と農林業との関わりについては、拙稿「明治・大正期の金融制度と報徳思想―早川千吉郎の事績をめぐって」（『報徳学』、第8号、2011年、151～77ページ）。
 - 40) 小川誠「或る明治林業人の思想と行動―吉野における土倉庄三郎の生涯」（『林業経済』、第19巻12号、1966年、9ページ）では、地主制確立に相応し抵抗した多様な姿態であり、そこにこそ「豪農」としての論理があったとしている。
 - 41) 土倉祥子、前掲書、1966年、46～55ページ；田中淳夫、前掲書、2012年、17～50ページ。
 - 42) 板垣退助監修『自由党史（中巻）』、岩波文庫、1958年、208ページ。
 - 43) 土倉祥子、前掲書、1966年、42～3ページ。
 - 44) 福田英子『妾の半生涯』、岩波文庫、1983年、25ページ。
 - 45) 田中淳夫、前掲書、2012年、36～9ページ。

- 46) 土倉祥子、前掲書、1966年、142～4ページ。オストロム (Elinor Ostrom, 1933–2012、2009年ノーベル経済学賞受賞者)によれば、日本の村落共同体は、森という共有財産を、国という所有者や私人の所有者よりも、うまく管理運営したとされる。Ostrom, Elinor, *Governing the Commons: the evolution of institutions for collective action*, Cambridge University Press, 1990.
- 47) 土倉と山県の関係については、辻井英夫、前掲書、2011年、48～51ページ。
- 48) 土倉と新島との関係については、本井康博『新島襄の交遊—維新の元勳・先覚者たち』、思文閣出版、2005年、199～210ページ。
- 49) 土倉祥子、前掲書、1966年、68～9ページ；新島襄全集編集委員会編『新島襄全集』第8巻、同朋舎出版、1992年、231～2ページ。
- 50) 津田は生物学のコースを履修している。拙稿「明治期における津田仙の啓蒙活動—欧米農業の普及とキリスト教の役割」(『京都産業大学論集社会科学系列』、第30号、2013年、115～6ページ)。
- 51) 久米邦武編・田中彰校注『米欧回覧実記(三)』、岩波文庫、1979年、276～7ページ。当時の欧米の林業をめぐる動きについては、ヨアヒム・ラートカウ著/山縣光昌訳『木材と文明』、築地書館、2013年、246～96ページ。
- 52) 西尾隆『日本森林行政史の研究—環境保全の源流』、東京大学出版会、1988年、37～48ページ。
- 53) 同上書、48～54ページ。
- 54) 斎藤修、前掲書、2014年、149ページ。
- 55) この展開については、拙稿「農科大学の課題と教授職の役割—古在由直の再評価を通して」(『京都産業大学論集社会科学系列』、第29号、2012年、72～83ページ)。
- 56) 当時のドイツの状況については、藤田幸一郎「近代ドイツの森林問題」(井上貴子編著『森林破壊の歴史』、明石書店、2011年、31～53ページ)。
- 57) 田中淳夫、前掲書、2014年、125～7ページ。
- 58) 土倉庄三郎「第三回内国勲業博覧会大和国吉野材木桴出品解説書」(赤羽武ほか編『吉野林業史料集成(五)明治期吉野林業論集』、筑波大学農林学系、1989年、20～1ページ)。
- 59) 赤羽武ほか編、前掲書、1989年、38～160ページ。
- 60) 上平豊吉「吉野杉檜栽培法」(赤羽武ほか編、前掲書、1989年、161～174ページ)。
- 61) 藤岡直蔵「吉野森林業見聞談」(赤羽武ほか編、前掲書、1989年、175～201ページ)。
- 62) 大日本山林会は、1882(明治15)年に創立された、林業の改良と発展を目的として、主に林業経営者が組織する団体であった。
- 63) 奈良県史編集委員会編、前掲書、1985年、471～2ページ。
- 64) 農商務省山林局『山林公報』、第11号、1910年；北村又左衛門『吉野林業概要』、北村林業株式会社、1914年；吉野郡役所『吉野林業案内』、吉野郡役所、1921年。
- 65) 藤田佳久「吉野林業技術・経営体系の地域的拡散とその受容に関する研究」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』、第28号、1983年)。
- 66) 土倉庄三郎「第三回内国勲業博覧会大和国吉野材木桴出品解説書」(赤羽武ほか編、前掲書、1989年、22ページ)。
- 67) 栗原東洋「金原明善とその林業理論—天竜林業の林業史上の位置」(『林業経済』、第11巻9号、1958年、13～7ページ)；金原治山治水財団編『金原明善』、金原治山治水財団、1968年；鈴木賢哉・田中隆文「金原明善による天竜植林の防災的意義」(『水利科学』、第51巻3号、2007年、69～96ページ)。
- 68) その後の金原の評価については、伴野文亮「金原明善の『偉人』化と近代日本社会—顕彰の背景とその受容」(『書物・出版と社会変容』、第16号、2014年、129～70ページ)。
- 69) 本多のドイツでの留学生活については、本多静六『本多静六自伝 体験八十五年』、実業之日本社、2006年、123～47ページ。
- 70) 学位令の改正時に、教授在職者は無条件で博士号が授与された。しかし本多は助教授であったので、論文を提出して博士号を授与されている。
- 71) 本多静六、前掲書、2006年、155ページ。
- 72) 田中淳夫、前掲書、2012年、117～8ページ。

- 73) 学校林については、竹本太郎「大正期・昭和戦前期における学校林の変容」(『東京大学農学部演習林報告』、第114号、2005年、43～114ページ)。演習林の役割については、全国大学演習林協議会編『森へゆこう—大学の森へのいざない』、丸善ブックス、1996年；足立倫行『森林ニッポン』、新潮選書、1998年、247～302ページ。
- 74) 明治神宮の造営の経緯については、山口輝臣『明治神宮の出現』、吉川弘文館、2005年；拙稿「田澤義鋪の青年教育と団体運動—実践的人間形成と自治生活」(『報徳学』、第10号、2013年、91～114ページ)。
- 75) 本多静六『本多静六自伝 体験八十五年』、実業之日本社、2006年、166～7ページ。
- 76) 遠山益『本多静六 日本の森林を育てた人』、実業之日本社、2006年、83～107ページ。
- 77) 林業経営研究所編『都市林—くらしの中の豊かなみどり』、農林出版、1972年、167～8ページ。日比谷公園の展開については、進士五十八『日比谷公園—100年の矜持に学ぶ』、鹿島出版会、2011年。
- 78) 小野良平『公園の誕生』、吉川弘文館、2003年、183～200ページ。
- 79) 樋渡達也『環境管理技術』(日本造園学会編、前掲書、1985年、254～68ページ)。
- 80) 岡秀一「都会の森とその自然を読む—明治神宮の森を歩く」(菊地俊夫・犬井正『森を知り森に学ぶ—森と親しむために』、二宮書店、2006年、88～91ページ。これは旧来からある「鎮守の森」のイメージであったといえる。宮脇昭・板橋興宗『鎮守の森』、新潮社、2000年。
- 81) 現在、都心の限られた土地ではあるものの、自然に忠実な雑木林を再現する技術が確立され、その活用に向けて検討されている(『日本経済新聞』、2015年6月6日付)。
- 82) 小川誠、前掲論文、1966年、1～3ページ。
- 83) 西尾隆、前掲書、1988年、81～88ページ。
- 84) 岩本純明「日本の森林管理制度と林業技術」(杉原薫・脇村孝平・藤田幸一・田辺明生編『歴史のなかの熱帯生存圏—温帯パラダイムを超えて』、京都大学学術出版会、2012年、373ページ)。
- 85) 同上書、375～6ページ。
- 86) 中邨彌六・土倉庄三郎『林政意見』、私家版、1899年。中邨彌六は1899(明治32)年に本多とともに林学博士となっている。
- 87) 西尾隆、前掲書、1988年、120～3ページ。
- 88) 中村弥六・土倉庄三郎、前掲書、1899年、20～9ページ。この点は、現在の補助金制度に縛られた日本の林業に対する批判につながる。白井裕子『森林の崩壊—国土をめぐる負の連鎖』、新潮新書、2009年、66～105ページ。
- 89) 当時の地方自治制度については、拙稿「井上友一の地方自治論—社会改良と報徳思想」(『報徳学』、第4号、2007年、1～4ページ)；拙稿「一木喜徳郎の地方自治構想と青年団—報徳仕法の継承」(『報徳学』、第9号、2012年、90～4ページ)；拙稿「地方自治制の展開と中川望」(『報徳学』、第10号、2013年、63～7ページ)。
- 90) 中村弥六・土倉庄三郎、前掲書、1899年、29～30ページ。
- 91) 同上書、39ページ。
- 92) この土倉の提案は未だ実現していない。現在でも河川は国土交通省、森林・山野は林野庁の管轄下にある。森林と河川を一体としてとらえることは、単に行政面だけでなく、環境面や生態面で重要である。松永勝彦『森が消えれば海も死ぬ—陸と海を結ぶ生態学』、講談社ブルーバックス、2010年。
- 93) 土倉庄三郎『再ビ林政ノ刷新ヲ論ズ』、私家版、1902年、1ページ。
- 94) 同上書、4～17ページ。
- 95) 同上書、17～24ページ
- 96) 神山恵三『森の不思議』、岩波新書、1983年；北村昌美『森を知ろう、森を楽しもう—森林彩時記』、小学館ライブラリー、1994年。
- 97) 當山啓介「書評：田中淳夫著『森と近代日本を動かした男—山林王・土倉庄三郎の生涯』」(『林業経済』、第66巻10号、2014年、22ページ)。
- 98) 田中淳夫、前掲書、2012年、153ページ。
- 99) 當山啓介、前掲論文、2014年、20～2ページ。
- 100) 「吉野の林業 元気に」(『日本経済新聞』、2015年8月12日付)。

Shozaburo Dokura and “Fukoku Shokurin” Thought

—the case of Yoshino Forestry in the Meiji Period—

Nobuhisa NAMIMATSU

Abstract

Shozaburo Dokura (1840–1917) was a forestry manager active in the Meiji period. He made many contributions to forestry and local communities. According to preceding studies, these contributions were in three areas: (1) Yoshino forestry, (2) Local communities and regional society more widely, (3) Forestry science and policy. However, the philosophical foundation of his contributions has yet to be made clear. Tracing his achievements, this article will make clear the historical consistency of his thinking.

Through his practice of forestry management, he developed a way of thinking that could balance industrial development with environmental conservation. The characteristics of Dokura’s thought were as follows: “Sustainable” use of natural environments including the soil; “Efficiency” to support a commodity economy; “Rationality” from a long term perspective; “Guaranteed sources of revenue” for regional revitalization.

He re-phrased “planting” using different *kanji* characters, and argued for “Fukoku Shokurin” or “rich country through forestry”, stating that the promotion of forestry enriched households, brought happiness to villagers, expanded the strength of the nation, and brought peace. In Dokura’s case, the “country” was imagined not as being the state, but as the local community and local regions. Furthermore, Dokura also stressed the importance of fostering people who believed in the idea of “rich country through forestry”. Such people, who could not be trained by manuals or standardized procedures, would be able to cope with situations flexibly and creatively.

Keywords: Shozaburo Dokura, Yoshino Forestry, City Forestry, Forestry Science, Forestry Policy